

高齢者虐待防止のための指針

嵯峨野病院介護医療院

本指針の目的

この指針は、一般財団法人 仁風会 嵯峨野病院介護医療院が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、入所者の権利を擁護するとともに、入所者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

1. 嵯峨野病院介護医療院における高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

平成 18 年 4 月に「高齢者虐待の防止・高齢者擁護者にたいする支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が制定された。高齢者虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。嵯峨野病院介護医療院では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

- (1) 身体的虐待：暴力的行為等で高齢者の身体に外傷や痛みを与える、若しくはそのおそれのある行為を加えること、又は正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言または脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ、拒絶的な対応等によって高齢者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- (4) 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をする又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

- (5) 経済的虐待：高齢者の合意なしに財産又は金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

嵯峨野病院介護医療院では、虐待及び虐待と疑われる事案の発生の防止等に取り組むため「高齢者虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。なお、高齢者虐待防止委員会は身体拘束廃止委員会と一体的に活動することとする。

(1) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

委員会の委員長は施設長とし、委員会の委員は各部署の管理者とする。関係する職種や取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体化することがある。

(2) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により毎月開催し、また必要に応じて開催する。

(3) 委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること。
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること。
- ⑥ 虐待の発生原因分析と再発防止策に関すること。
- ⑦ 再発防止策の効果についての評価に関すること。
- ⑧ 職員が虐待などを把握した際の、京都市などへの通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

(4) 高齢者虐待防止担当者の選任

高齢者虐待防止担当者は、各部署の長とする。

4. 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) 新入職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管
- (5) 具体的な研修の内容
 - ・ 高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
 - ・ 高齢者権利擁護事業/成年後見人制度の理解
 - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・ 早期発見・事実確認と報告などの手順
 - ・ 発生した場合の改善策

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに京都市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、京都市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 施設内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び高齢者虐待防止担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す
- (5) 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を苦情相談責任者（事務長）に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに十分留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は、相談者に報告する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう事務室等に備え付ける。また、施設のホームページにも公開する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、京都市社会福祉協議会や京都市老人福祉施設協議会等により提供された虐待防止に関する外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう常に研鑽に努める。

附 則 この指針は、令和6年4月1日より適用する